

富山市特定不妊治療費助成事業申請書

窓口での申請日を記入
(令和または西暦)

年 月 日

記入例

(宛先) 富山市長

関係書類を添えて下記のとおり富山市特定不妊治療費助成事業の申請をします。

	(ふりがな) 氏名	生年月日
夫	()	昭和 平成 年 月 日生(歳)
妻	()	昭和 平成 年 月 日生(歳)
住所	〒富山市 *日中連絡がとれるところを記載してください。 (自宅・夫・妻)電話 () (自宅・夫・妻)電話 ()	
住所 (夫と妻が異なる住所 を有する場合に記入)	異なる住所を有する方に○をつけてください。(夫・妻) 〒 電話 ()	
○過去に、特定不妊治療費の助成を受けたことがありますか ない・ある(ある方は下記の①、②の該当するところに○をつけてください。)		
①昨年以前に受けた→富山市・その他(都道府県 市)・(都道府県 市)		
②今年度に受けた→(年 月)富山市・その他(都道府県 市)		
○過去に、男性不妊治療費の助成を受けたことがありますか ない・ある		
申請者氏名 (夫及び妻が 印 印 自署もしくは記名押印) (※1) (※1)		
申請額 金 円 (特定不妊治療費分) 金 円 (男性不妊治療費分) (※2)		
振込先	金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 農協 出張所
	預金種別	普通・当座 (ふりがな) () 口座名義人
	口座番号	(左詰記入)
申請受理年月日		(承認・不承認) 決定年月日
受給者番号		
助成決定額		

注)太枠の中をご記入ください。

※1:押印は朱肉を使用し(シャチハタは不可)、夫・妻は異なる印で押印してください。(添付書類)

- 1. 富山市特定不妊治療費助成事業受診等証明書
- 2. 戸籍謄本^{注)}(発行後3か月以内のもの) ^{注)}夫妻とも外国人の方は、住民票(世帯主頁のもの)をご提出ください。
- 3. 特定不妊治療費(体外受精又は顕微授精)の領収書
- 4. 夫婦2人分の所得・課税証明書(所得がない場合には非課税証明書)

※2:受診等証明書の領収金額を記入してください。ただし、院外処方(体外受精、顕微授精)の治療がある場合、院内の領収書に加算した申請額になります。

夫婦いずれかが口座名義人と、なるものとして下さい。金融機関名、支店・出張所名は、省略せずに正確にご記入ください。ゆうちょ銀行を利用の際は、支店名の欄に漢数字で店番をご記入ください。(例)支店名:三二八

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する 説明書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・政令市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・政令市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

〔報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。〕

- | | |
|--|--|
| <p>I 治療から妊娠まで</p> <p>(1) 患者(女性)の年齢</p> <p>(2) 不妊の原因</p> <p>(3) 治療の内容、妊娠の有無</p> | <p>II 妊娠から出産まで</p> <p>(4) 妊娠・出産の状況</p> <p>(5) 生まれた子の状況</p> |
|--|--|

以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する 説明書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、
1夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。

転入された方は、以前にお住まいの自治体に、
この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。
なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。
(また、夫婦が異なる住所を有する場合にも、その自治体に受給状況を
確認させていただく場合がありますので、ご承知ください。)

男性不妊治療助成について

特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術であり、保険外診療のものに限ります。